

監査結果に関する措置状況報告書

別紙 1

報 告 番 号：報告監 8 の第13号

監 査 の 対 象：令和 7 年度監査委員監査 公印管理に関する事務

所 管 所 属：教育委員会事務局

通 知 日：令和 8 年 7 月 3 日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	公印管理に関する規程を適切に整備するよう是正を求めたもの 今回の監査において、実際の公印の印影と規程に定められた内容を比較したところ、次のとおりであった。 ・「教育委員会教育長職務代理者印」について、規程の寸法と異なっていた。 ・「教育委員会教育長印（学校運営支援センター用）」及び「教育委員会教育長職務代理者印」について、文字の配列が規程のひな型と異なっていた。 ・「教育委員会印（一般文書用）」（縦版）について、規程のひな型に記載のある文字が公印にはなかった。 ・「教育委員会事務局印」（縦版）について、廃印台帳の簿冊に綴り替えられており、実態として廃止の取扱いとなっていたが、規程には当該公印の記載が残っていた。 【指摘事項】 1. 教育委員会事務局は、本指摘の対象となった公印について、規程のひな型等と公印の印影の相違を解消するよう、整備されたい。 2. 教育委員会事務局は、廃止の取扱いとなっている公印について、速やかに規程を改正されたい。	【1】現状、「教育委員会教育長職務代理者印」、「教育委員会印（一般文書用）」（縦型）及び「教育委員会教育長印（学校運営支援センター用）」について、規程上のひな型と公印の印影の文字列や寸法が異なっている。 ・「教育委員会教育長職務代理者印」について、規程上の寸法を実態に合わせるため、教育委員会会議に諮った上で令和 8 年 5 月 18 日に規則改正を行った。 ・「教育委員会教育長印（学校運営支援センター用）」及び「教育委員会教育長職務代理者印」について、規程上の文字の配列を実態に合わせるため、教育委員会会議に諮った上で令和 8 年 5 月 18 日に規則改正を行った。 ・「教育委員会印（一般文書用）」（縦版）について、大阪市公印規則にある他の所属印（縦版）と表記を統一するため、教育委員会会議に諮った上で令和 8 年 5 月 18 日に規則改正を行った。 【2】今回の指摘を受けて改めて確認したところ、「教育委員会事務局印」の縦版と横版の 2 つの公印が廃止の取扱いとなっていたことから、当該公印については、教育委員会会議に諮った上で令和 8 年 5 月 18 日に規則改正を行った。	措置済	令和 8 年 5 月 18 日
2	公印台帳を適切に整備するよう是正を求めたもの 今回の監査において、公印台帳を確認したところ、次のとおりであった。 ・学校園の一部の公印台帳が総務課に提出されていなかった。 ・学校園の一部の公印台帳の印影欄に、規程のひな型に定められていない個人の印鑑、割印、契印等が押印されていた。 【指摘事項】 教育委員会事務局は、直ちに学校園から提出された公印台帳を確認し、不備のあった学校園に対して必要な指導を行い、学校園において公印と台帳を照合の上、公印台帳を適切に整備されたい。また、同様の誤りが生じないような仕組みを構築されたい。	・学校園の公印台帳について、総務課にて調査を行った結果、総務課に公印台帳が未提出である学校や公印台帳が提出されているものの不備がある学校が 8 校あった。これらの学校に対し、総務課から令和 7 年 12 月 19 日に改めて指導及び提出依頼を行った結果、当該学校において公印と台帳を照合の上、令和 8 年 2 月上旬正しい公印台帳が提出されたため、公印台帳の不備は一旦解消された。 ・今後同様の誤りを発生させない仕組みについては現在検討中であるが、新たな仕組みを構築の上、学校園の公印台帳を適切に管理していく予定である。そのため、令和 8 年 6 月に、他局等における公印台帳の管理する仕組みについて情報収集を行った。	措置中	(令和 8 年 9 月末)

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
3	廃印台帳を適切に整備するよう是正を求めたもの 今回の監査において、教育委員会の廃印台帳及び廃印を確認したところ、次のとおりであった。 ・廃印台帳と廃印の数が一致しなかった。 ・一部の廃印台帳に廃止年月日が記載されていなかった。 【指摘事項】 教育委員会事務局は、廃印時における手続を整備の上、関係職員に周知するとともに、公印台帳及び廃印台帳を適切に整備し、管理する仕組みを構築されたい。また、整備された廃印台帳に基づき廃印を適切に管理されたい。	・令和7年12月～令和8年1月にかけて、今回の指摘を受けて改めて全ての廃印台帳と廃印の状態を確認し、監査時に指摘されたもの以外に不備がないことを確認した。 ・令和8年3月～6月にかけて、他局等における廃印時における手続及び管理する仕組みについて情報収集を行った。 ・令和8年7月～8月にかけて、教育委員会事務局における廃印手続の整備を行い、また廃印における手続について、公印を取り扱う教育委員会事務局職員と学校園の校長等公印取扱責任者に周知を行う予定である。 ・今後同様の誤りを発生させない仕組みについては現在検討中であるが、新たな仕組みを構築の上、令和8年7月～9月にかけて、公印台帳及び廃印台帳が適切に整備をされているか、新たな仕組みに基づき確認を行い、今後適切に管理していく予定である。	措置中	(令和8年9月末)
5 (1)	公印審査時の確認等を確実にを行うよう改善を求めたもの 今回の監査において、公印の押印を要する決裁文書等を確認したところ、次のとおりであった。 ・教育委員会教育長が締結した一部の契約書において、本来「教育委員会教育長印」を押印すべきところ、誤って「教育委員会印」を押印していた。 ・印影印刷を行った職員証の交付に係る一部の決裁において、定例決裁簿に記載されている押印通数・箇所数と決裁に添付されている職員証交付願や交付予定の職員証（写し）の数とが一致していなかった。 【指摘事項】 教育委員会事務局は、公印審査に係る手続を改めて関係職員に周知の上、公印取扱責任者等の意識向上を図り、公印を押印した文書の確認、決裁文書と浄書との照合及び公印審査の記録を確実に行うよう徹底されたい。	・令和8年5月18日に、公印を押印した文書の確認、決裁文書と浄書との照合及び公印審査の記録を確実にを行うよう徹底するため、公印審査に係る手続を、改めて、公印を取り扱う教育委員会事務局職員と学校園の校長等公印取扱責任者に周知を行った。 ・局内の休職等を除く文書事務に携わる全ての職員に対して、総務局資料「文書事務研修（公印編）」を教材とした研修を依頼し、各担当から提出された研修実施報告により、令和8年6月30日に研修が完了したことを確認した。 ・文書主任には、「文書事務研修（公印編）」に加えて「文書主任研修」を教材とした研修を依頼し、各文書主任から提出された研修実施報告により、令和8年6月30日に研修が完了したことを確認した。 ・公印審査を確実にを行うため、総務課から公印取扱責任者に対して、公印審査に関するチェックリストの実施を依頼し、公印取扱責任者から提出されたチェックリストにより、令和8年6月30日に各担当での状況を確認した。	措置済	令和8年6月30日